

各論3

(基本目標3)

地域の課題を解決するための
体制づくり

第1章

地域課題・資源の把握、
解決策の検討

P 123

第2章

担い手の養成と
地域資源の開発

P 128

第3章

地域の支え合い活動の促進

P 130

各論3 地域の課題を解決するための体制づくり

本市は14の日常生活圏域により、人口、高齢化率に違いがあるほか、高齢者福祉・介護実態調査等からは、公共交通機関や生活環境に差があり、外出状況、移動手段などにも差があることが分かります。

圏域ごとに行われている地域ケア会議などで挙げられる地域の課題も、交通の便や住民主体の通いの場、担い手不足に関する事など、それぞれの地域により抱える課題が多様化してきています。それらの地域課題の多くは、公的サービスや介護保険サービスだけで解決できるものではなく、様々な関係者や地域住民が一体となって取り組むことが必要になってきています。

また、第6次所沢市総合計画において「人と人との絆を紡ぐまち」を明記しており、上位計画においても地域での相互の支え合いを目指しています。

こうしたことから、地域の課題や現状を踏まえた体制づくりを目指すため、平成27年度より生活支援体制整備事業を実施してきました。

この生活支援体制整備事業では、地域の課題等に関する協議の場（協議体）の設置や生活支援コーディネーターの配置等により、地域課題・資源の把握や解決策の検討に取り組んできました。

第8期計画では、「地域課題・資源の把握」から「解決策の検討」までを行うことができる体制や仕組みの構築を更に進めるとともに、その解決策を実行するための取組を進めています。

本市の特徴と課題

- ① 日常生活圏域ごとに地勢、家族構成、外出状況、地域との関係性等に特徴がある（高齢者福祉・介護実態調査等）
- ② 日常生活圏域ごとに抱える課題が様々

地域とは？

各論3では、「地域」を、「所沢市全域（＝第1層）」という大きな単位の地域と、「各日常生活圏域（＝第2層）」という地域との2つの意味で記載をしています。

※P43（総論第4章）を参照

地域課題

地域課題には、以下のように住民同士の支え合いで解決できる課題や、介護保険サービスや民間サービスなどの活用にて解決できる課題、市全体として解決すべき課題が存在しており、地域課題を正確に把握・分析することが重要です。

- 住民同士の支え合いで解決できる課題

→マッチング、解決主体の養成・発掘（第2章第1節、第3章）

- 民間サービスなどで解決できる課題

→マッチング（協議体・生活支援コーディネーター）

- 市全体として解決すべき課題

→サービスの充実（第2章第2節など）

＜各論3 基本施策の体系＞

基本施策

地域課題・資源の把握、解決策の検討（P123）

- 生活支援コーディネーター
- 協議体
- 地域ケア個別会議

担い手の養成と地域資源の開発（P128）

- 担い手の養成・発掘と活動の場の確保
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

地域の支え合い活動の促進（P130）

- 地域の通いの場の充実
- ボランティア活動の推進
- 地域活動の支援

第1章 地域課題・資源の把握、解決策の検討

地域の課題が多様化していく中で、多様な主体により生活支援等サービスが提供されることが期待されます。これらのサービスの充実のためには、地域のニーズや地域資源、地域の抱える課題の把握（地域アセスメント）が必要なことから、以下の取組による「地域課題・資源の把握」、「解決策の検討」を行います。

第1節 生活支援コーディネーター

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインでは、『高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を生活支援コーディネーターとする。』とされています。

上記ガイドラインの趣旨を踏まえ、生活支援コーディネーターは、地域のニーズや地域資源を把握し、協議体と協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進めることを目的として配置しています。

これまでの取組

地域課題・資源の把握の活動を展開するにあたって、令和元年度までに第1層と第2層の生活支援コーディネーターが把握した地域支援情報についての整理を行いました。

令和元年10月には、第1層と第2層の生活支援コーディネーターにより把握した情報を掲載するホームページ「トコまっぷ」を開設し、市民、ケアマネジャー、関係団体等に対して、地域にどのような資源や活動が展開されているのかを発信してきました。

また、「生活支援コーディネーターが住民のやる気を支える支援の手引き」（一般財団法人全国食支援活動協力会編）を参考に、日常生活圏域ごとの地域課題に対し、把握した地域支援情報を活用し地域アセスメントを実施しました。

この結果について令和3年3月に所沢市地域アセスメント集を作成し、日常生活圏域ごとの課題や資源の情報共有を行ってきました。

更に、把握した地域課題や資源を踏まえて、団体等の立ち上げ支援や担い手の養成、地域関係者のネットワーク化など、地域における仲間づくり、地域づくりの活動を支援してきました。



第8期の展開

引き続き、地域課題・資源の情報共有を図りながら、第1層及び第2層の協議体において解決策の検討を行い、地域づくりを推進します。

また、地域関係者のネットワークを活用した見守りに加えて、日常生活での困りごとに対応する支援策の検討など、地域資源を活用した新たな展開を検討します。

第2節 協議体

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインでは、『市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。』とされています。

上記ガイドラインの趣旨を踏まえ、既に地域に存在する住民主体の通いの場や、ボランティア活動、インフォーマルサービスなどの地域資源を把握するとともに、地域ごとの課題やその解決策を検討することを目的に協議体を設置しました。また、協議体には生活支援コーディネーターの補完的役割や関係者同士のネットワーク化といった目的もあります。

これまでの取組

平成28年度に、従来から実施している地域ケア代表者会議に第1層協議体としての役割を付加し、第1層協議体を立ち上げました。また、平成30年度には、地域ケア会議の機能を強化した形で、各日常生活圏域に第2層協議体を立ち上げました。

第1層協議体では、市全域の課題の解決策を検討する会議体として、地域課題の解決に向けて民間企業等との連携を進めてきました。

第2層協議体では、地域の課題の解決策を検討する会議体として、地域に不足している資源の創出に向けた検討や、人と人との支え合いによる地域づくりを進めてきました。

協議体での検討を重ねる中、住民の複雑化・複合化したニーズに対応するためには、日常生活圏域の範囲では広すぎることがあるため、自治会等より小さな単位で課題の解決策の検討を進めている地域もあります。

第8期の展開

引き続き、第1層協議体と第2層協議体が連携しながら、課題の解決策の検討を行います。

また、第2層協議体では、日常生活圏域より小さな単位での会議を開くなど、地域特性に応じた課題の解決策の検討を行います。

【インフォーマルサービス】

介護保険制度を使用しないサービスのこと。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPO、社会福祉協議会等が提供していることが多く、サービスの内容としては、家事援助や通院・外出の付き添いや送迎、見守りや話し相手等がある。

目標

【図表－生活支援コーディネーター・協議体の目標 その1】

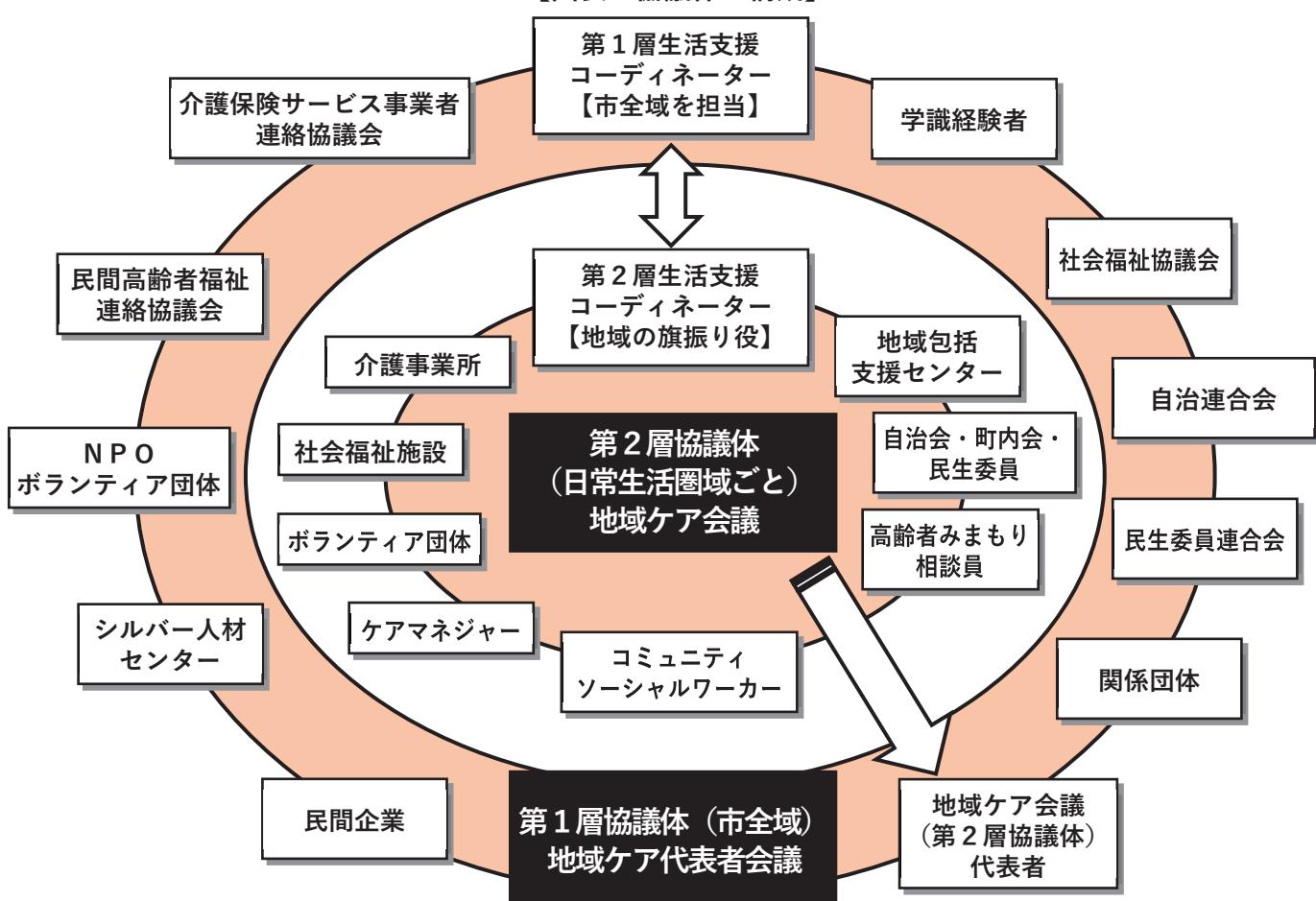
○ 第1層と第2層の情報共有のための会議開催回数				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6回	6回	6回	6回	6回

【図表－生活支援コーディネーター・協議体の目標 その2】

○ 生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて把握する地域における社会資源の数				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
796件	821件	835件	849件	863件

※令和2年度のみ9月末日現在。

【図表－協議体の構成】

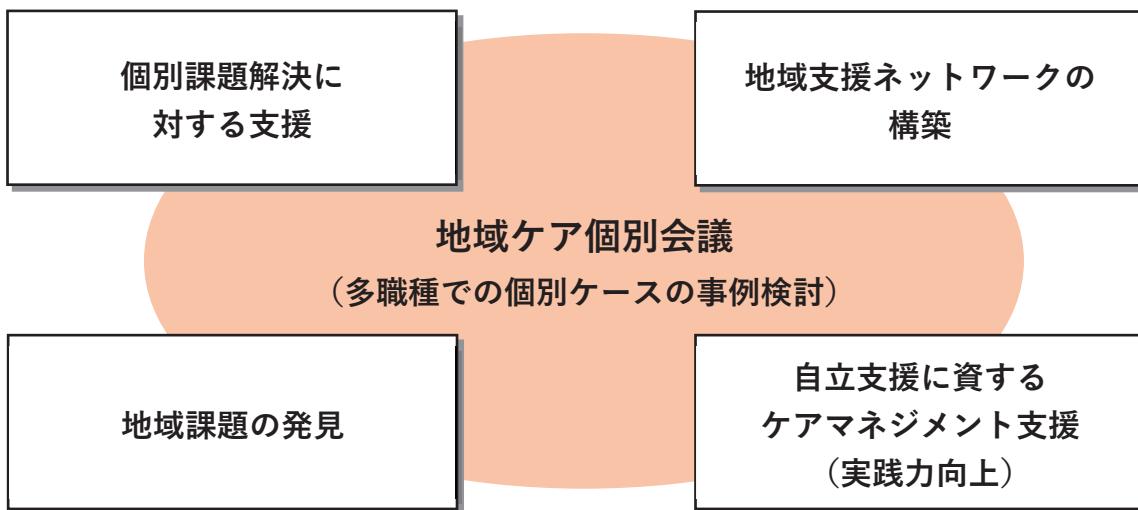


※議題のテーマに応じて構成員の見直しを行っております。

第3節 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法とされています。

【図表－地域ケア個別会議の目的】



これまでの取組

地域ケア個別会議は、平成27年度から市内を6ブロックに分け開催をしています。令和元年度には、各ブロック年4回ずつ開催し、年間96件の個別事例の検討を行いました。

- 主な出席者：ケアマネジャー、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ボランティア団体、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、市職員等

第8期の展開

地域ケア個別会議における1件ごとの検討内容を深め、効果的な検証を行うため、地域ケア個別会議の開催方法の改善を図り、ケアマネジメントの実践力向上等に努めています。

その他の会議体

【地域ケア運営会議】

地域包括支援センターが円滑に運営されるよう実施上の諸問題について協議を行い、各地区の地域ケア会議が効果的に開催されるよう連絡及び情報交換を行う会議。

第2章 担い手の養成と地域資源の開発

地域課題の解決のためには、生活支援コーディネーターや協議体での解決策の検討体制の整備とともに、地域課題解決のために主体的に取り組む方（＝担い手）の養成・発掘を行いながら、不足している地域資源を開発していくことが必要となります。

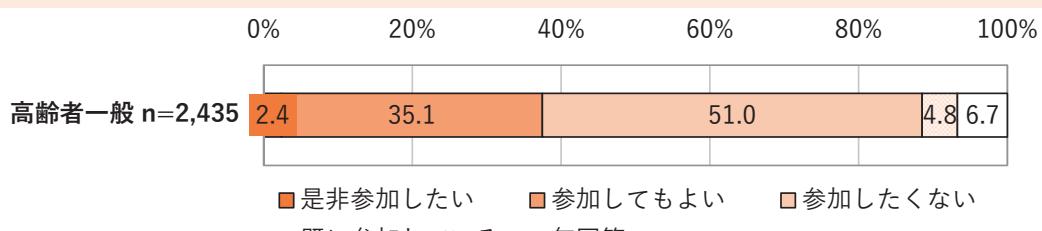
担い手の養成・発掘に向けた取組を推進するとともに、地域の実情を踏まえた上で、地域資源の開発について検討します。

第1節 担い手の養成・発掘と活動の場の確保

様々な地域課題のうち、住民同士の支え合いで解決できる課題については、その解決のための取組に主体的に取り組む人材（＝担い手）と活躍の場の確保が必要になります。

そのため、担い手としての活動を希望しながら、その活動に結びついていない高齢者を担い手として養成し、活躍の場の確保を図り、活動に結びつけることを目指します。

◆企画・運営、お世話役として地域活動へ参加する意向



資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

これまでの取組

活躍の場を想定した担い手養成として、「トコろん元気百歳体操」のサポーターである「トコフィット」を養成してきました。

また、生活支援コーディネーターの活動により、地域活動を主体的に取り組みたいと考えている方に対して、立ち上げ支援や活動場所情報の提供などを行い、地域の担い手の発掘と活動の場の創出を一体的に行ってきました。

※「トコろん元気百歳体操」、「トコフィット」については、各論1第1章第2節を参照

第8期の展開

介護予防活動の担い手の養成のみならず、地域の課題解決のための取組を主体的に行うことのできる担い手の養成・発掘に努めます。また、生活支援コーディネーター等により把握した地域資源を掲載している「トコまっぷ」の活用を図りながら、地域の担い手と活動の場のマッチングを促進します。

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者のみなさんが心身ともに健康で自立した生活を送れることを目指して実施しております。

介護保険制度の改正により、平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」にて構成されます。

「一般介護予防事業」は、全ての65歳以上の方を対象としている事業であり、本計画各論1第1章「介護予防・健康づくりの取組」で記載している一部の取組を中心に実施します。一方、「介護予防・生活支援サービス」では、従前の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する訪問型サービス（予防訪問相当）と通所型サービス（予防通所相当）を実施しています。また、多様なサービスとして、短期集中チャレンジ講座を実施しています。

【短期集中チャレンジ講座（通所型短期集中予防サービス）】

事業対象者及び要支援1・2の方を対象に、生活機能を改善し、自立した生活を送ることができるよう支援することを目的に実施しています。

これまでの取組

訪問型サービス及び通所型サービスは、従前の基準や国が示す基準等に従って運営してきました。

短期集中チャレンジ講座は、主に運動器機能が低下した方が利用するサービスとなっており、生活機能を改善するため理学療法士を中心とした専門職による運動器機能向上や栄養改善などの複合的なプログラム提供を短期間で行っています。その結果、利用者の機能改善状況は、改善又は維持が8割以上でした。その他の多様なサービスについては、事業者へのアンケート調査や専門職との協議等を実施し、検討してきました。

※実績については各論4 P142 参照

第8期の展開

訪問型サービス及び通所型サービスは、引き続き適切なサービス提供を行えるよう、制度改革など国の動向を踏まえて適宜、検討していきます。

短期集中チャレンジ講座は、多くの利用者が、サービス終了後も生活機能を維持・改善できるように、地域の通いの場や趣味の教室、適切なサービス等につなげるためのケアマネジメントの向上に努めます。また、より効果的なサービスとするために、訪問系のサービスとの一体的な運用について検討します。その他の多様なサービスの導入については、当面の間は見合わせ、地域の実情に応じ、必要となった際に導入の可能性等について検討していきます。

第3章 地域の支え合い活動の促進

今後、高齢者の増加により、日中の時間帯を地域で過ごす高齢者が増えることが見込まれるため、高齢者を中心とした地域の支え合い活動の促進が求められています。

第7期計画では、生活支援コーディネーターや協議体の活動により、「地域の通いの場」は増えており、地域において支え合いの活動が拡大してきている状況にあります。

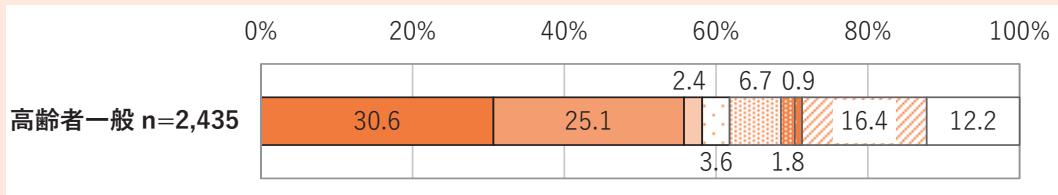
地域には、高齢者だけでなく、子育て世代や障害者など、地域での支え合いを必要としている方々が多くいます。今後は、地域共生社会の実現に向けて、様々な人と人がつながり、支え合いながら暮らしていくよう、地域の支え合い活動を促進します。

第1節 地域の通いの場の充実

「お達者倶楽部」や「トコろん元気百歳体操」などの介護予防を目的とした地域の通いの場の充実を図っています。近所で気軽に集える通いの場は、高齢者の外出機会を増やし、閉じこもりを防止するだけでなく、「高齢者同士の見守り」の効果もあり、高齢者同士の支え合い活動の代表的な取組の一つです。

これまで地域ケア会議等では、「地域の通いの場の不足」が課題として挙げられており、市が主体的に推進している「介護予防を目的とした通いの場」に限らず、地域の通いの場の充実が求められています。

◆介護予防や健康づくりに関する活動へ参加する際、希望する移動手段・移動時間



- 徒歩・自転車で10分以内
- 徒歩・自転車で30分以内
- 徒歩・自転車で1時間以内
- 交通機関（自家用車・バス・電車等）を利用して10分以内
- 交通機関（自家用車・バス・電車等）を利用して30分以内
- 交通機関（自家用車・バス・電車等）を利用して1時間以内
- 移動時間はどれだけかかっても参加したい
- 参加したくない
- 無回答

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

これまでの取組

平成27年度からは、生活支援コーディネーターにより、既に地域にある通いの場の情報を順次収集しているほか、「トコろん元気百歳体操」を通じた住民主体の通いの場の立ち上げに対し、リハビリテーション専門職（理学療法士や作業療法士）による支援を実施しています。

また、生活支援コーディネーターも協議体の機能により、立ち上げ支援や運営開始当初の支援、活動場所情報の提供などの後方支援を行うとともに、地域の通いの場の情報を「トコまっぷ」で発信するなど、市民への情報提供の充実を図りました。

第8期の展開

引き続き、リハビリテーション専門職や生活支援コーディネーター、協議体の機能を活用した立ち上げ支援等を実施するほか、通いの場が不足している地域の把握・分析を行い、介護予防を目的とした取組、地域の支え合い活動の促進の両側面から、通いの場の充実を図ります。

第2節 ボランティア活動の推進

高齢化が更に進行していくことに伴い、多様なニーズが生じる一方で、退職後のシニア世代を含め、地域の支え合い活動の担い手となることに意欲的な高齢者が増加することも見込まれます。

生活支援コーディネーターは、高齢者が地域の支え合い活動の中心的な存在として、支え合い活動が展開されるよう、「地域活動」に関する「情報提供・収集」、「相談・支援」、「ネットワークづくり」、「マッチング」、「人材育成」を通じて、ボランティア活動を推進する所沢市社会福祉協議会のボランティアセンター等の関係機関と連携しながら、情報提供を行う等、新しい生活様式に対応した新たな地域の支え合い活動を推進します。

第3節 地域活動の支援

ボランティア団体やNPO法人等の活動を促進するため、市民活動の拠点施設として、新所沢コミュニティセンター内に市民活動支援センターを設置しています。

市民活動支援センターでは、市民活動に関する情報提供や講座を実施するほか、市民活動団体相互の交流促進などにより、市民活動の一層の促進に努めます。

地域活動に興味や関心がある、活動してみたいといった市民を対象にした地域デビュー講座の開催や、市民活動に関する情報の提供を通じて、高齢者が市民活動に参加しやすい環境整備に努めます。

また、市民活動団体への側面からの支援として、打ち合わせ場所の提供、助成金等に関する情報の発信に加え、市民活動団体自身がインターネットを通じて情報発信を行える市民活動支援システム（トコろんWeb）の運用等を行っています。

